平成24年３月16日

各　　位

会 社 名　株式会社デジタルアドベンチャー
代 表 者　代表取締役社長　　矢島 重比古
（JASDAQ・コード　　4772）
問合せ先　管理本部長　　大山　智子
ＴＥＬ　　03-5772-7291

（訂正）「平成23年12月期　決算短信〔日本基準〕（連結）」の一部訂正について

平成24年２月14日に開示いたしました、「平成23年12月期　決算短信〔日本基準〕（連結）」に以下のとおり誤りがありましたのでお知らせいたします。

記

網掛部分が訂正箇所であります。

■連結財務諸表　注記事項（当連結会計年度）

38ページ

【訂正前】

（税効果会計関係）

１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	1,618 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	17,557 千円
株式報酬費用	37,047 千円
事業撤退損失損金不算入額	11,524 千円
繰越欠損金	1,714,211 千円
投資有価証券評価減損金不算入額	116,874 千円
映像・音楽化権評価減損金不算入額	78,978 千円
減損損失	3,455 千円
その他	22,068 千円
繰延税金資産計	2,003,337 千円
評価性引当額	△2,003,337 千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,640 千円
繰延税金負債合計	△1,640 千円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,640 千円

繰延税金資産の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産―繰延税金資産	－千円
固定資産―投資その他の資産（その他）	－千円
固定負債―その他	1,640 千円

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3　法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年12月31日まで	40.69%
平成25年1月1日から平成27年12月31日	38.31%
平成28年1月1日以降	35.46%

この税率変更により繰延税金資産の純額及び当連結会計年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

【訂正後】

(税効果会計関係)

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	1,618千円
貸倒引当金繰入限度超過額	17,646千円
株式報酬費用	37,235千円
事業撤退損失損金不算入額	11,582千円
繰越欠損金	1,722,913千円
投資有価証券評価減損金不算入額	117,468千円
映像・音楽化権評価減損金不算入額	79,379千円
減損損失	3,473千円
その他	22,267千円
繰延税金資産計	2,013,585千円
評価性引当額	△2,013,585千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,640千円
繰延税金負債合計	△1,640千円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,640千円

繰延税金資産の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動負債―その他	△1,640千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3　法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年12月31日まで	40.69%
平成25年1月1日から平成27年12月31日	38.01%
平成28年1月1日以降	35.64%

この税率変更により繰延税金資産の純額及び連結会計年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

■個別財務諸表　注記事項（当事業年度）

65ページ

【訂正前】

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	1,618 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	202,630 千円
株式報酬費用	37,047 千円
繰越欠損金	1,508,983 千円
子会社株式評価減損金不算入額	579,424 千円
映像・音楽化権評価減損金不算入額	78,978 千円
投資有価証券評価減損金不算入額	116,874 千円
減損損失	3,455 千円
その他	18,917 千円
繰延税金資産計	2,547,931 千円
評価性引当額	△2,547,931 千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,640 千円
繰延税金負債合計	△1,640 千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3　法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成 23 年 12 月２日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）が公布され、平成 24 年４月１日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成 24 年 12 月 31 日まで	40.69%
平成 25 年１月１日から平成 27 年 12 月 31 日	38.31%
平成 28 年１月１日以降	35.46%

この税率変更により繰延税金資産の純額及び当事業年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

【訂正後】

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	1,618 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	203,659 千円
株式報酬費用	37,235 千円
繰越欠損金	1,516,643 千円
子会社株式評価減損金不算入額	582,366 千円
映像・音楽化権評価減損金不算入額	79,379 千円
投資有価証券評価減損金不算入額	117,468 千円
減損損失	3,473 千円
その他	19,013 千円
繰延税金資産計	2,560,947 千円
評価性引当額	△2,560,947 千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,640 千円
繰延税金負債合計	△1,640 千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3　法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成 23 年 12 月２日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）が公布され、平成 24 年４月１日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成 24 年 12 月 31 日まで	40.69%
平成 25 年１月１日から平成 27 年 12 月 31 日	38.01%
平成 28 年１月１日以降	35.64%

この税率変更により繰延税金資産の純額及び当事業年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

以 上